

令和5年2月

お客様各位

世田谷信用金庫

「未利用口座管理手数料」の新設のお知らせ

当金庫では、長期間利用されていない口座が不正利用されることによる被害を防止するため、**令和5年4月1日以降にご新規で開設された普通預金口座等**について、下記のとおり、「未利用口座管理手数料」を導入させていただきます。

今後ともお客様へのサービス向上に努めてまいりますので何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

対象預金の種類	令和5年4月1日以降に開設された普通預金口座(定期性総合口座含)、貯蓄預金口座、決済用普通預金
未利用となる口座	最後のお預入れまたは払戻し（該当口座のお利息の入金、本件手数料の引落しを除きます。）から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しのご利用が無い普通預金口座 ※紛失、盗難などによりご利用が停止されている口座も対象となります。
対象外となる口座	次の場合は対象とはなりません。 ・口座の残高が1万円以上の場合 ・当金庫に定期性預金、公共債等のお取引がある場合 ・当金庫に融資のお取引がある場合 ・当金庫の出資会員である場合
手数料金額	年間1,320円（消費税込み）
口座の自動解約	・対象口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合は、残高全額を同手数料に充当した後、同口座を解約させていただきます。 ・ご負担いただいた未利用口座管理手数料の返却および解約となった口座（キャッシュカード含む）の再利用はできません。
未利用口座のご案内方法	・お客様の口座が未利用口座管理手数料の対象となった場合、事前に文書にてお届けのご住所に「ご案内」を郵送いたします。 なお、「ご案内」が到達しなかった場合でも通常到達すべき時に到達したものとみなします。 ・ご案内後、一定期間（約3ヶ月）経過後もお取引がない場合に、上記の手数料金額を対象口座から引落しいたします。

※ご不明な点は、窓口等にお問い合わせください。